

水道料金徴収事務等委託会社 8月から一部変更

平成25年8月1日から、水道メーター検針業務等の委託会社の一部が変更になります。8月からの委託会社は下記のとおりです。
委託している業務・・・水道メーターの検針業務、公金徴収事務(引越精算等)、未納料金の整理、給水停止業務
水道事務所・支所における水道料金窓口収納 など。



検針をスムーズに行うため、次の点について御協力をお願いします。

- メーターボックスの上に物を置かないでください。
- 犬は、出入口やメーターボックス付近につながないでください。
- 家の増改築などで、水道メーターが床下や屋内になるような時は、屋外の検針しやすい場所へメーターを移設してください。



◆問合せ先: 県水お客様センター
TEL 0570-001245(ナビダイヤル)
TEL 043-310-0321
(ナビダイヤルをご利用できない場合)

水道事務所・支所	所管区域	委託会社
千葉水道事務所	千葉市中央区・若葉区・緑区の一部 稲毛区小深町、美浜区幸町及び新港	(株)ジェネッツ
千葉水道事務所 千葉西支所	千葉市花見川区全域、稲毛区(小深町を除く) 美浜区(幸町及び新港を除く)、若葉区・中央区の一部	シーデーシー情報システム(株)
千葉水道事務所 市原支所	市原市の一部	(株)東計電算
船橋水道事務所	船橋市南部 習志野市の一部	(株)日本都市環境公社
船橋水道事務所 船橋北支所	鎌ヶ谷市全域 船橋市北部	シーデーシー情報システム(株)
船橋水道事務所 千葉ニュータウン支所	印西市・白井市の一部 船橋市小室	(株)東計電算
船橋水道事務所 成田支所	成田市の一部	(株)ジェネッツ
市川水道事務所	市川市の一部(江戸川放水路以東)	(株)宅配
市川水道事務所 松戸支所	松戸市の一部	(株)日本都市環境公社
市川水道事務所 葛南支所	浦安市全域 市川市の一部(江戸川放水路以西)	(株)宅配

※千葉ニュータウン支所・成田支所の所管区域では、未納料金の整理、給水停止業務は水道局が直接実施しています。
※市川水道事務所・千葉ニュータウン支所・成田支所では、水道料金窓口収納は水道局職員が行います。

水道料金減免のご利用を 千葉県水道局では、お客様からのお申し出により水道料金の一部を免除しております。

免除対象者等	免除内容
1 生活保護世帯のうち生活扶助の保護を受けている世帯	1ヵ月につき10㎡までの使用水量に係る従量料金並びに消費税及び地方消費税相当額(10円未満の端数は切り捨てます)
2 生活保護世帯のうち教育扶助、住宅扶助及び医療扶助のいずれかの保護を受けている世帯 3 児童扶養手当を受けている方がいる世帯 4 特別児童扶養手当を受けている方がいる世帯 5 身体障害者手帳の交付を受け、かつ、1級又は2級の障害を有する方がいる世帯 6 知的障害者更生相談所等において重度以上の知的障害者と判定された方がいる世帯 7 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、1級の障害を有する方がいる世帯 8 寝たきり老人と認定された方がいる世帯 ※5～8の世帯については、当年において市町村民税(所得割)を賦課された方のいない世帯が対象となります(同居の世帯を含みます)。ただし、市町村民税(所得割)を賦課された方が前年において所得税を賦課されていないことを証明すれば、当該免除の対象となります。	消費税及び地方消費税相当額 (10円未満の端数は切り捨てます)
9 社会福祉法第2条第2項第1号から第4号に規定する社会福祉事業を行う施設 (国又は地方公共団体の施設を除く)	1ヵ月につき従量料金の30%並びに消費税及び地方消費税相当額(10円未満の端数はそれぞれ切り捨てます)

※3、4に関しては児童手当法上の児童手当受給世帯と異なります。

詳しくは
県水お客様センター
0570-001245(ナビダイヤル)
または
043-310-0321
へお問い合わせください。



県水お客様センター

受付時間外(夜間・休日)の
お問い合わせ等は水道センターへ

水道センター

電話
受付時間 月～金曜日 8:45から18:00まで
土曜日 8:45から17:00まで
(日曜日・祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)

夜間・休日の受付時間

区分	月～金	土・日・祝
漏水事故の通報・その他のサービス	17:00から翌朝9:00まで	9:00から翌朝9:00まで
給水装置(宅地内の給水管や蛇口等)の修繕受付	9:00から22:00まで ※給水装置の修繕は、昼間でも受け付けます。	9:00から22:00まで
給水の申込み及び解除の受付	17:00から22:00まで	9:00から22:00まで

- ナビダイヤル..... 0570-001245
- ナビダイヤルをご利用できない場合... 043(310)0321
- FAX専用..... 043(272)3333

電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

- お引越し等で新しく水道を使うとき
- お引越し等で使っていた水道を止めるとき
- ご利用になるお客様の名義を変えたいとき
- 納入通知書(請求書)の郵送先を変更したいとき
- 料金・使用水量に関するお問い合わせ
- 水質に関するお問い合わせ ●漏水を発見したとき
- 水道に関するご相談 ●その他水道に関するお問い合わせ

インターネット入力専用フォーム(水道の使用開始・中止等の受付)
<http://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/gyoumu/uketsuke.html>
(土曜、日曜、祝日、年末年始にお申し込みいただいた情報の受理は、休日の翌営業日となります。)

- 転居の受付は1ヶ月前からできます。土曜日の受付も行っています。
- 休日明けの月曜日や祝日の翌日には電話が集中し、つながりにくくなります。比較的つながりやすい火曜日から土曜日にご利用ください。
- インターネットなどによる使用開始・中止等の受付も行っていますのでご利用ください。なお、誤登録の防止のため、折返しお電話を差し上げる場合があります。
- ※上記電話番号への通話・FAX送信等にかかる費用はお客様のご負担となります。(ナビダイヤルをご利用の場合は、お客様の負担は市内通話相当額となります。)



携帯電話版 <http://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/k/>

受持区域ごとに担当会社が異なります

委託会社	連絡先	受持区域
(株)千葉水道センター	0120-043260 043-241-6091	千葉市(市営水道区域除く)
(株)船橋水道センター	0120-043261 047-447-7300	船橋市・習志野市・鎌ヶ谷市 (習志野市営水道区域除く)
(株)市川水道センター	0120-043262 047-332-8852	市川市・浦安市
(株)松戸水道センター	0120-043263 047-367-3937	松戸市(市営水道区域除く)
(株)市原水道センター	0120-043264 0436-21-7041	市原市(市営水道区域除く)
(株)北総水道センター	0120-043268 0476-98-3000	千葉ニュータウン 成田ニュータウン

(注)0120で始まるフリーダイヤルへは、携帯電話からのご利用はできません。一般の固定電話または公衆電話からおかけください。

電話番号のおかけ間違いにご注意ください。